

指定管理者による公の施設の管理運営に関する評価についての指針(第4版)

指定管理者制度導入施設（以下「施設」という。）の管理運営に関する評価の実施に関し、指針を次のとおり定める。

1 評価の目的

- (1) 施設の設置目的を十分に反映した管理運営がなされているかを確認する。
- (2) 市民サービスの向上，経費の削減など指定管理者制度の導入効果を確認し，今後の施設管理運営方法等について検証する。
- (3) 評価の実施により，制度運用面でのPDCAサイクルを確立し，市民ニーズを反映した施設の管理運営の実現を図る。

2 評価の視点

- (1) 法令等の遵守，維持管理業務の実施状況，職員配置，事業の実施等，事業計画に沿った適切な管理運営がなされているか。【履行確認】
- (2) 利用者のニーズ把握及びサービス向上への取組は，適切になされているか。
【履行確認】
- (3) 個人情報の保護及び情報公開への対応は適切か。【履行確認】
- (4) 経理事務の執行状況は適切か。【履行確認】
- (5) 施設管理を指定管理者が行うことが適切か。【管理運営方法等の確認・検証】
- (6) 指定管理者の選定方法等は適切か。【制度運用の検証】

年度評価

総合評価

3 評価の手法

- (1) 年度評価は，施設を所管する部（以下「所管部」という。）が行う。
- (2) 総合評価は，所管部及び制度担当部等の2段階で行う。
- (3) 市は，施設の設置者として指定管理者の業務内容や管理に取り組む姿勢等を確認するため，実地調査を行うものとする。

なお，実地調査の実施方法等については，「指定管理者制度導入施設実地調査実施要領」（別紙1）のとおりとする。

- (4) 市は，市民サービスの向上と施設運営の効率化に資することを目的に，具体化した指標・数値による定量的なデータを得るため，指定管理者に「利用者アンケート調査」を実施させるものとする。

ただし、施設の性質上、実施が困難な施設あるいは指定期間とのかかわりから指定管理者と実施について協議が整わなかった施設においては、この限りでない。

なお、アンケート調査実施に当たっては、「施設利用者アンケート調査票」（別紙2）を原則として使用するものとする。ただし、調査票の設問については、施設ごとに必要に応じて追加・削除できるものとする。

4 評価の種類

(1) 年度ごとの評価（年度評価）

この評価は、指定管理期間中の各年度終了時に毎年行い、その内容は履行確認を中心とする。

ア 年度評価の実施時期

各年度終了後、指定管理者から事業報告書が提出された後、6月末までに実施する。

イ 年度評価の内容

「指定管理者管理運営状況シート」（別紙3）のとおり

(2) 指定期間を通しての評価（総合評価）

この評価は、指定管理者制度導入施設について指定期間を通して総合的に行う評価である。

ア 総合評価の実施時期

原則として、指定管理者の指定期間が満了する年度の7月末日までに実施する。

イ 総合評価の内容

(7) 施設の概要、業務内容等についての説明

(イ) どのような導入効果があったのか。

(ウ) 今後の管理運営方法のあり方（指定管理者制度の継続か、直営に戻すか）

(エ) 指定管理者の更新に当たっての選定方法の検討（非公募施設の公募への移行の可能性）

ウ 総合評価の方法

(7) 所管部は、「指定管理者総合評価シート」（別紙4）の各項目に必要事項を記載した後、1次評価を行う。

(イ) 指定管理者制度を所管する総務部等の部長職で構成する「指定管理者制度評価委員会」を設置し、1次評価及び各年度評価の結果を踏まえつつ、2次評価を行う。

5 評価結果の取扱い

評価結果については、次のとおり活用を図るものとする。

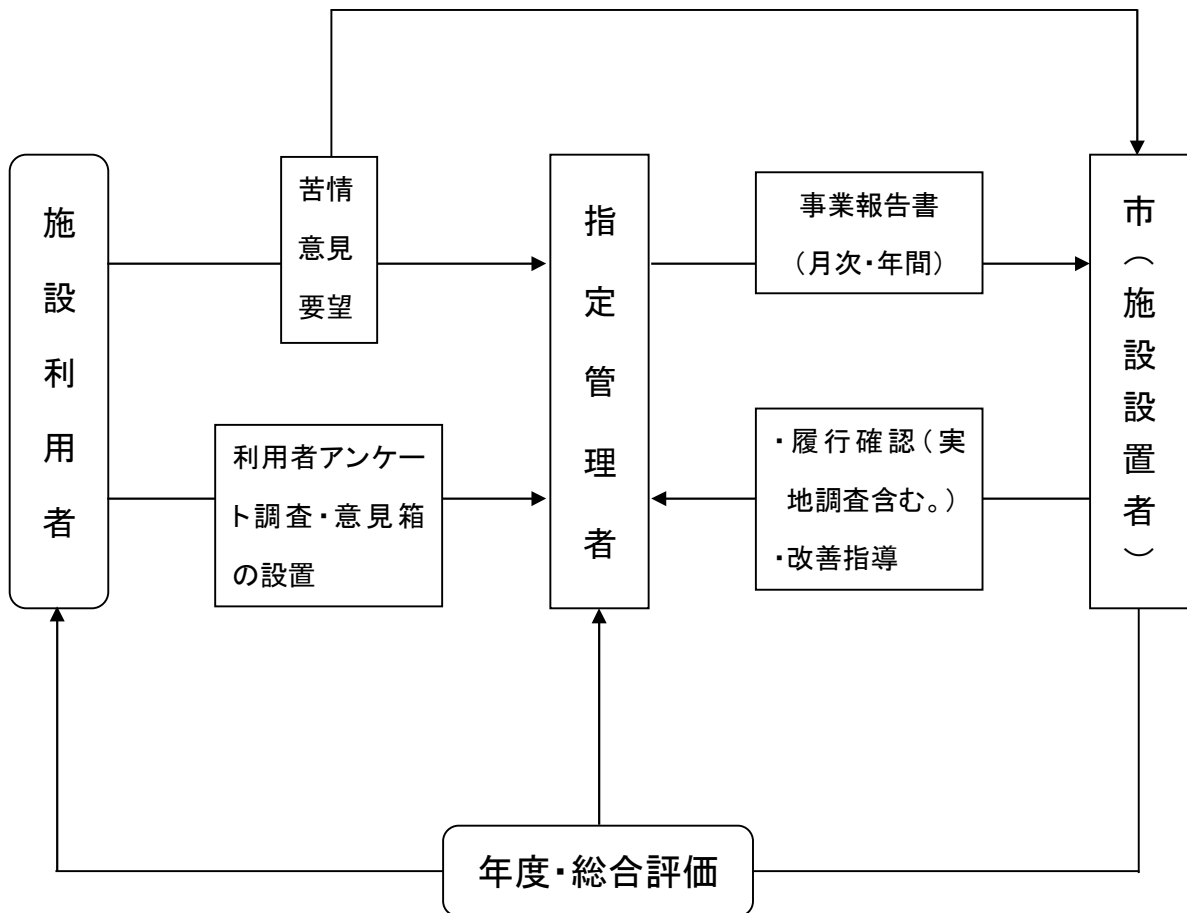
(1) 施設の管理運営に係る課題解決に活用する。

(2) 今後の指定管理者の選定及び制度運用の検討資料とする。

6 評価結果の公表

評価結果については、指定管理者に通知するとともに、市ホームページで公表する。

【評価のシステムフロー】



7 評価スケジュール

別紙5のとおり

8 改定等の経緯

- (1) 平成21年4月 1日 指針の策定
- (2) 平成24年4月19日 別紙3「管理運営状況シート」及び別紙4「総合評価シート」の改定
- (3) 平成26年5月 9日 別紙1「指定管理者制度導入施設実地調査実施要領」及び別紙3「管理運営状況シート」の改定
- (4) 平成31年4月18日 別紙3「管理運営状況シート」の改定